東京2020大会等に向けた三鷹地域連携会議設置要綱

（目的）

第１条　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催に向け、三鷹市と三鷹市民及び関係団体等との連携により、市民一体となった感動体験の創出と市民等に受け継がれるレガシーの創造のため、「東京2020大会等に向けた三鷹地域連携会議」（以下「地域連携会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　地域連携会議は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に関連する事項を所掌する。

（構成等）

第３条　地域連携会議は、市長が地域連携会議の委員として委嘱又は指名する別表に掲げる団体等から推薦等を受けた者及び市職員で構成する。

２　団体等を代表して選出された委員が、やむを得ず出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

３　委員の任期は、令和４年３月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第４条　地域連携会議に、座長１人及び副座長２人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　座長は、地域連携会議の運営を総括する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

（運営等）

第５条　地域連携会議は、座長が招集する。

２　地域連携会議に、必要に応じて部会等を置くことができる。

３　地域連携会議は原則として公開とする。ただし、地域連携会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

４　地域連携会議は、議事要旨を公開する。

（個人情報等の保護）

第６条　地域連携会議の委員その他出席者は、職務上知り得た個人情報及び地域連携会議が公表することにより運営に支障があると認める情報について、第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第７条　地域連携会議の事務局は、三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課が行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、地域連携会議の運営について必要な事項は、地域連携会議で協議して定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成31年３月15日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月13日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 団体等 |
| 小・中学校関係者（２人） | ＰＴＡ連合会 |
| コミュニティスクール委員会 |
| スポーツ・文化関係者（５人） | 三鷹市体育協会 |
| 三鷹市スポーツ推進委員協議会 |
| 三鷹市内の障がい者団体 |
| 三鷹市芸術文化協会 |
| 公益財団法人徳間記念アニメーション文化財団 |
| まちづくり関係者（５人） | 住民協議会 |
| 三鷹商工会 |
| 三鷹市商店会連合会 |
| 東京むさし農業協同組合三鷹地区青壮年部 |
| 三鷹青年会議所 |
| 大学関係者（６人） | 学校法人杏林学園杏林大学 |
| 学校法人国際基督教大学 |
| 学校法人ルーテル学院大学 |
| 学校法人亜細亜大学 |
| 学校法人二階堂学園日本女子体育大学 |
| 学校法人東京女子大学 |
| 警察・消防関係者（５人） | 警視庁三鷹警察署 |
| 東京消防庁三鷹消防署 |
| 三鷹交通安全協会 |
| 三鷹防犯協会 |
| 三鷹市消防団 |
| 市外郭団体等関係者（８人） | 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団 |
| 公益財団法人三鷹国際交流協会 |
| 特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構 |
| 特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク |
| 株式会社まちづくり三鷹 |
| 特定非営利活動法人みたか都市観光協会 |
| 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会 |
| 特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会 |
| 市職員（11人） | 部長職（３人）スポーツと文化部長／スポーツと文化部調整担当部長／教育部長 |
| 課長職（８人）企画経営課長／生活経済課長／スポーツ推進課長／障がい者支援課長／児童青少年課長／道路管理課長／都市交通課長／指導課長 |